

井の口川の不法係留船対策について

最終更新日 2022年3月29日 | ページID 049076 [印刷](#)

井の口川水面利用検討会

概要

敦賀市を流れる二級河川井の口川では、近年のプレジャーボート利用者の増加により小型船の不法係留が常態化しており、治水安全上、また河川利用者の安全上に大きな問題を抱えています。これまで船所有者へ文書や看板を通じて警告を行ってまいりましたが一向に改善が見られず、また近隣住民より苦情等も寄せられている状況にあります。今後、河川改修を進めていくうえでも支障となることから、早急な対応を行う必要があります。



この状況を踏まえ、井の口川および接続する敦賀港における放置船舶の是正や係留施設のあり方、水面利用者等への啓発等に関係機関で協議、検討を行い、安全かつ秩序ある水面利用の維持・増進を図っていくことを目的として、「井の口川水面利用検討会」を設立いたしました。

今後、関係機関等と協力し不法係留船の解消を推進してまいります。

検討会の開催

以下のとおり、検討会を開催しました。

検討会	日時	議事内容	資料	議事概要
設立総会	令和4年3月17日 (木) 13:00~14:00	1. 趣意書説明 2. 議事 (1) 井の口川水面利用検討会規約について 3. 説明事項 (1) 井の口川の現状と課題について (2) 全体計画について	資料00-1 次第 資料00-2 検討会名簿 資料01 設立趣意書 資料02-1 検討会規約 資料02-2 検討会構成・メンバー 資料03-1 不法係留船状況 資料03-2 不法係留写真 資料04 河川改修計画 資料05 港湾計画図 資料06 検討事項 資料07 全体計画	議事概要

アンケート

ウェブサイトの品質向上のため、このページのご感想をお聞かせください。

分かりやすかった
 探しにくかった
 知りたい内容が書かれていなかった
 聞き慣れない用語があった
 [評価](#)

より詳しくご感想をいただける場合は、kasennka@pref.fukui.lg.jpまでメールでお送りください。

お問い合わせ先

河川課

電話番号：0776-20-0480 | ファックス：0776-20-0696 | メール：kasennka@pref.fukui.lg.jp

福井市大手3丁目17-1(地図・アクセス)

受付時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

広報つるが 9月号で啓発（記事の抜粋）

お知らせ

- 日時 場所 内容 講師
- 対象 定員 料金 持ち物
- 申込方法 申込締切 問合せ先

- 料金の記載のないものは無料です。
- 申込の記載のないものは申込不要です。
- スマートフォンなどから問合せ先に電話する際は市外局番0770をつけてください。

福 敦賀つながりカフェ

認知症や健康に関する相談の場として、気軽に集える認知症カフェを開催します。

日 9月7日(水)

13時30分～15時

(受付13時15分～)

場 あいあいプラザ

内 ▼「世界アルツハイマー月間」

に合わせた、市の取り組みの紹介やオレンジ色（認知症支援のイメージカラー）の小物製作など

▼専門スタッフによる個別相談や情報交換

謝 認知症の方とそのご家族、認知症に関心のある方など

問 電話

長寿健康課

☎22・8181

福 介護やすらぎカフェ

介護者が集い、介護に関する情報交換や相談などができます。

日 9月8日(木)

13時30分～15時

場 中郷公民館

問 電話(☎25・4311)

片つけっこ

日 9月17日(土)

13時30分～15時

場 松原公民館

問 電話(担当 熊谷)

☎090・4687・9960

日 9月22日(木)

13時～14時30分

場 ハーツつるが

問 電話(☎21・1500)

長寿健康課

☎22・8181

福 夜間の「こころの相談日

こころの悩みについて、臨床心理士などが相談に応じます。

日 9月16日(金)

18時～21時30分

※日中の「こころの相談」も

月2回実施(21頁参照)
健康センター「はびふる」

3人

問 電話

☎25・5311

健康推進課

i ババになる前に知って おきたい子育て講座 ～親としての自分へ～

夫婦で支え合い幸せな育児生活を送るために、ババに目を向け、ババが自信を持って親になれるよう、ママ同士、パパ同士のトークも交え、楽しく学びます。

日 10月1日(土)

10時30分～12時

場 市立看護大学

助教 柳澤 奈美 氏

場 市立図書館

40人(先着順)

問 電話、FAX、メール

※名前と住所をお知らせください。

さい。

生涯学習課

☎25・8318

☎22・4576

☒kayogaton21ne.jp

就業構造基本調査を実施します

10月1日現在で、就業構造基本調査を実施します。調査の対象となる地区に統計調査員が伺います。9月下旬から、調査員が調査をお願いします。世帯に伺いますので、調査にご協力をお願いします。

☎22・8111

ふるさと創生課

河川内への不法係留はやめましょう

井の口川に船舶の係留や係留杭などの設置が多数見られます。河川管理者の許可なく河川の土地(水面も含む)に船舶を係留することは、河川法違反です。不法係留船や不法工作物は、洪水時や津波時の被害拡大や、河川利用者の命や生活に大きな危険を及ぼします。

船舶の所有者は、適正な保管場所を確保し移動させてください。

強化週間

▼8月26日(金)

8時30分～19時

▼8月27日(土)・28日(日)

10時～17時

▼8月29日(月)～9月1日(水)

8時30分～19時

電話番号(フリーダイヤル)

☎0120・007・110

☎0776・22・4210

福井地方事務局

人権擁護課

井の口川水面利用検討会事務局(福井県河川課)

☎0776・20・0480

▼7月4日撮影



子どもの人権110番強化週間

いじめ、体罰、虐待、悩みごと、心配ごとなど、ひとりで悩まずに相談してください。

強化週間

▼8月26日(金)

8時30分～19時

▼8月27日(土)・28日(日)

10時～17時

▼8月29日(月)～9月1日(水)

8時30分～19時

電話番号(フリーダイヤル)

☎0120・007・110

☎0776・22・4210

福井地方事務局

人権擁護課

二級河川 井の口川 不法係留船舶
船 舶 所 有 者 様

河川監理員

福井県嶺南振興局敦賀土木事務所長

不法係留船舶の撤去について（通知）

あなたが河川区域内に放置している船舶は、下記のとおり河川法第 2 4 条および第 2 6 条第 1 項の規定に違反しています。よって、河川区域からすみやかに撤去するよう通知します。

無許可の船舶や係留工作物は洪水などの際に流出し、河川管理施設等を損傷させ、氾濫を引き起こすことで、近隣の住民の皆様の生命及び財産に被害を及ぼすおそれがあります。

更には、船舶の沈没、油の流出の危険もあることから、すみやかに船舶の移動・陸揚げの措置をとってください。

なお、県では、不法係留船舶の解消に向けて、敦賀市等関係機関で構成する「井の口川水面利用検討会」を今年 3 月に設立し、協議を重ねているところあり、引き続き監視を強化してまいります。

記

1 違反事項

河川法第 2 4 条違反（係留船舶および係留工作物による河川の不法占用）

河川法第 2 6 条違反（係留工作物の不法設置）

2 不法係留および係留工作物の不法設置場所

二級河川 井の口川 護岸

※ この通知は令和 4 年 1 2 月 1 2 日に係留されていた船舶について送付しています。

すでに、撤去等の対応をいただいておりますら、お詫びいたします。

また、今回通知させていただいた方は、令和 4 年 9 月時点で船舶登録されていた方で、それ以降、登録内容を変更された方は、移転先を当所までご連絡をお願いします。

〒914-0811

福井県敦賀市中央町 1 丁目 7-36

敦賀土木事務所 管理用地課

TEL 0770-22-5463（直通）

FAX 0770-22-0450

船 舶 所 有 者 様

河川監理員

福井県嶺南振興局敦賀土木事務所長

不法係留船舶の確認について（通知）

令和 4 年 1 0 月 4 日時点で貴殿が所有する船舶が、当所が管理する河川区域内に不法に係留されていたことを確認しています。

令和 4 年 1 2 月 1 2 日時点で、再調査したところ、船舶は係留されていませんが、今後、係留しないように通知します。

無許可の船舶や係留工作物は洪水などの際に流出し、河川管理施設等を損傷させ、氾濫を引き起こすことで、近隣の住民の皆様の生命及び財産に被害を及ぼすおそれがあります。

更には、船舶の沈没、油の流出の危険もあることから、改めて、今後、不法に係留されないようお願いします。

なお、県では、不法係留船舶の解消に向けて、敦賀市等関係機関で構成する「井の口川水面利用検討会」を今年 3 月に設立し、協議を重ねているところあり、引き続き監視を強化してまいります。

記

- 1 二級河川 井の口川に不法で係留した場合の違反事項
河川法第 2 4 条違反（係留船舶および係留工作物による河川の不法占用）
河川法第 2 6 条違反（係留工作物の不法設置）
- 2 確認された不法係留および係留工作物の不法設置場所
二級河川 井の口川 護岸

※ この通知は令和 4 年 1 0 月 4 日に二級河川 井の口川に係留を確認した船舶について送付しています。

また、今回通知させていただいた方は、令和 4 年 8 月時点で船舶登録されていた方で、それ以降、登録内容を変更された方は、移転先を当所までご連絡をお願いします。

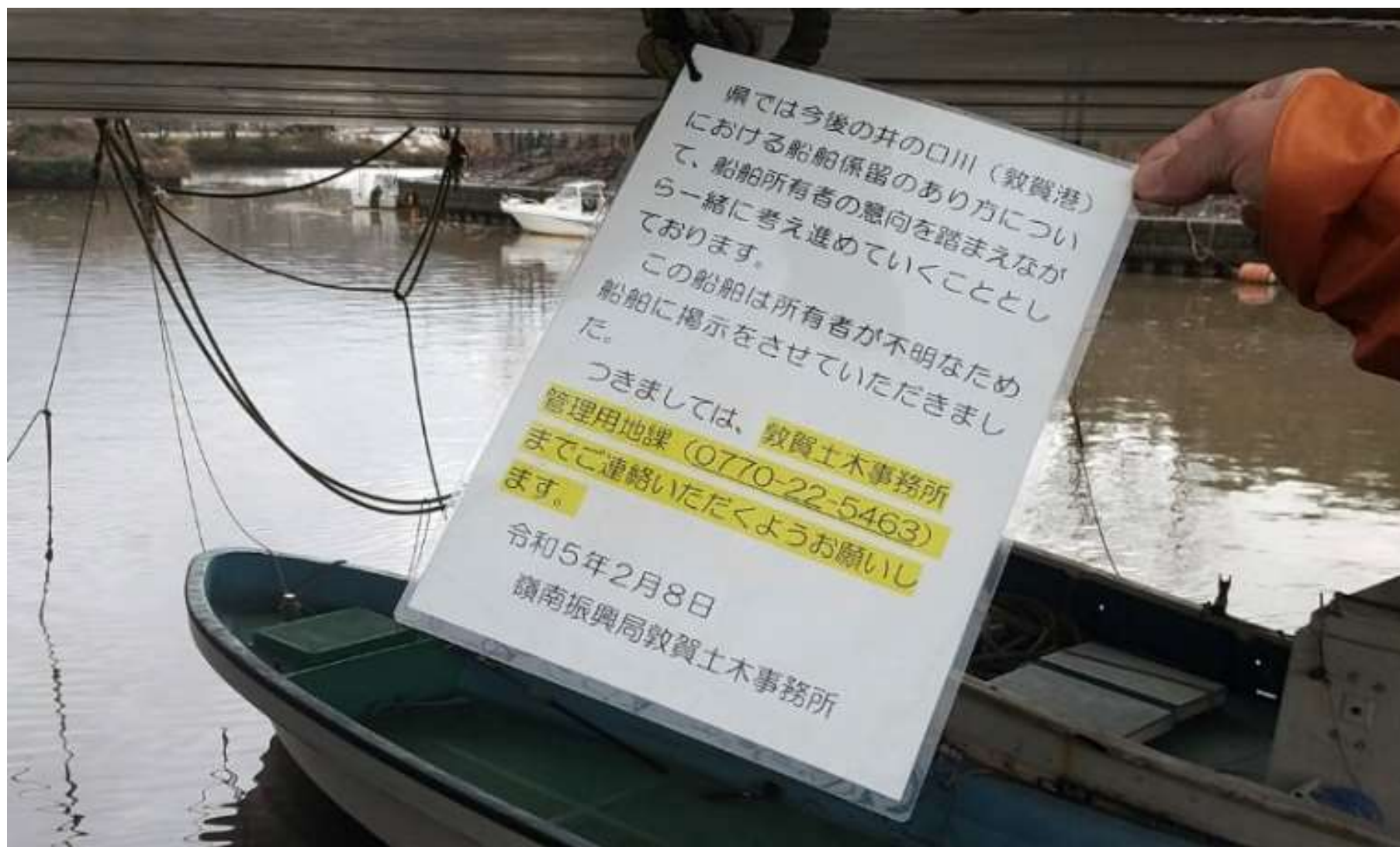
〒914-0811

福井県敦賀市中央町 1 丁目 7-36

敦賀土木事務所 管理用地課

TEL 0770-22-5463（直通）

FAX 0770-22-0450



設置看板
(不法係留船舶重点区域)

船舶係留禁止
カメラ作動中

設置看板 (既存)
(不法係留船舶橋梁区域)

橋梁の下への船舶係留厳禁！
河川内の船舶係留は禁止されています。
特に橋梁の下では河川の流下能力を係留船舶に阻害するだけでなく、船やとも網に係留するなどの流出物が付着し阻害する恐れがあります。
福井県嶺南振興局敦賀土木事務所

- 新規警告看板設置・護岸塗装 27枚
- 看板(橋下)【既存】 2枚



敦賀港における小型船舶係留の在り方についての意見交換会
次 第

日 時：令和5年3月11日（土）

13：00～14：00

場 所：きらめきみなと館小ホール

1. 敦賀港における係留状況（資料1）
2. 井の口川水面利用検討会について（資料2）
3. 敦賀港における小型船舶係留の在り方について
 - 県内の既存係留施設について（資料3）
 - アンケート調査とその結果について
 - ・ 既存施設の利用について（資料4）
 - ・ 新規施設の整備について（資料4、資料5）
4. 質疑、意見交換

※アンケート未提出の方につきましては意見交換会終了後にご提出をお願いいたします。

敦港第 1 2 8 3 号
令和 5 年 3 月 3 日

〇〇 〇〇 様

福井県嶺南振興局敦賀港湾事務所長

港湾区域内等における不法係留船舶の撤去について（通知）

あなたの所有する船舶（船舶番号「船舶番号」）が、港湾区域内または港湾隣接地域内に不法に係留されている状態になっています。港湾管理上支障となっているため撤去して下さるようお願いいたします。

また、他の河川に移動停泊することは、河川法により不法係留となります。

なお、すでに撤去されている場合は、ご容赦ください。

係留、保管施設が必要な場合は下記連絡先にお問い合わせください。（福井港九頭竜川ボートパーク、若狭和田マリーナ等の公共マリーナの情報提供が可能です）。

記

連絡先：福井県嶺南振興局敦賀港湾事務所

担当：総務課 橋本

TEL：0770-22-0369

以上

（参考）

港湾法

第 3 7 条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域（港湾隣接地域）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。

一 港湾区域内の水域又は公共空地の占用

三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良

福井県港湾施設管理条例

第 3 条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

一 港湾施設を損傷し、またはそのおそれのある行為をすること。

二 港湾施設に竹木、土石、ごみ、貨物、船舶、車両その他の物件をみだりに捨て、または放置すること。

五 前各号に掲げるもののほか、港湾施設内の秩序を著しく乱す行為その他港湾施設の機能を妨げる行為をすること。

2 知事は、前項の違反者に対し、その貨物、物件等の搬出または撤去を命ずることができる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、行事などが中止・変更になる場合があります。

固定資産税の縦覧・閲覧ができます

	土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
縦覧・閲覧 期間	4/3(月)~5/1(月) 8:30~17:15 ※土曜・日曜・祝日を除く	4/3(月)から通年
ところ	市役所(2階) 税務課	
内容	自分の土地や家屋の評価額と、市内の他の土地や家屋の評価額とを比較することができます。	固定資産課税台帳の登録事項を閲覧することができます。
縦覧・閲覧 できる人	・固定資産税の納税者 ・納税者の代理人	・固定資産税の納税義務者 ・納税義務者の代理人 ・借地借家人 など
縦覧・閲覧 できるもの	・土地を所有する納税者 →土地価格等縦覧帳簿 ・家屋を所有する納税者 →家屋価格等縦覧帳簿	・納税義務者 →納税義務に係る資産 ・借地借家人等 →権利目的の土地、家屋
準備物	本人確認書類 (運転免許証や健康保険証など) ※納税者の代理人は委任状が必要	・本人確認書類 (運転免許証や健康保険証など) ・閲覧手数料 1件 200円 ※縦覧期間中は納税義務者の閲覧無料 ※納税義務者の代理人は委任状が必要 ※借地借家人等は賃貸借契約書等が必要

問い合わせ先 税務課 ☎ 22 - 8108、☎ 22 - 8109

船舶を所有するみなさんへ 井の口川から船舶および工作物を 撤去してください！



写真：井の口川（令和4年12月15日撮影）

井の口川に船舶の係留や係留杭などの設置が多数見られます。河川管理者の許可なく、河川の土地（水面も含む）に船舶を係留することは河川法第24条違反です。また、係留杭などの工作物を設置することは河川法第26条第1項違反です。

不法係留船や不法工作物は、洪水時や津波時に被害を拡大させるほか、河川利用者の事故につながり、地域の方々の命や生活に大きな危険を及ぼします。

船舶の所有者は、適正な保管場所を確保し移動させてください。

問い合わせ先 福井県嶺南振興局敦賀土木事務所
管理用地課 ☎ 22 - 5463

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」

年度当初は、進学・就職などに伴い若者の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期です。



AV出演強要、レイプドラッグ、SNSを利用した性被害など、10代・20代に対する性暴力の手口が巧妙になっています。「被害に遭っているかも…」と気になることがあったら、ひとりで悩まずご相談ください。

相談窓口

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（内閣府）# 8891
- 性犯罪被害者相談電話（警察）# 8103
- 性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」 ☎ 0120-8891-77
- 二州健康福祉センター ☎ 22-3747

性暴力に関するSNS相談（内閣府）「Cure time（キュアタイム）」



匿名相談
できます。

問い合わせ先 市民協働課 ☎ 23 - 5411

新型コロナウイルスワクチン

接種できる日程が限られています。 予約はお早めに！

2月28日現在、4月以降の実施は未定です。国の方針に応じて、市HPや防災チャンネルでお知らせします。



問い合わせ先

敦賀市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎ 24-5025 FAX 24 - 5026 月~土 9:00 ~ 17:00 (日・祝を除く)